

令和 7 年 第 6 回

佐伯市議会定例会議案
(追加議案)

9 月定例会
佐 伯 市

令和7年第6回佐伯市議会定例会議案目次（追加議案）

（認 定）

番 号	件 名	ページ
第 1 号	令和6年度佐伯市各会計決算の認定について	3
第 2 号	令和6年度佐伯市大島航路事業会計決算の認定について	4
第 3 号	令和6年度佐伯市蒲江・深島航路事業会計決算の認定について	5
第 4 号	令和6年度佐伯市地方卸売市場事業会計決算の認定について	6
第 5 号	令和6年度佐伯市水道事業会計決算の認定について	7
第 6 号	令和6年度佐伯市下水道事業会計決算の認定について	8

（報告事項）

番 号	件 名	ページ
第10号	健全化判断比率について（令和6年度佐伯市各会計）	9
第11号	資金不足比率について（令和6年度佐伯市大島航路事業会計）	10
第12号	資金不足比率について（令和6年度佐伯市蒲江・深島航路事業会計）	11
第13号	資金不足比率について（令和6年度佐伯市地方卸売市場事業会計）	12
第14号	資金不足比率について（令和6年度佐伯市水道事業会計）	13
第15号	資金不足比率について（令和6年度佐伯市下水道事業会計）	14

認定第 1 号

令和 6 年度佐伯市各会計決算の認定について

次に掲げる令和 6 年度佐伯市各会計決算について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見書を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 25 日提出

佐 伯 市 長 富 高 国 子

- 1 佐伯市一般会計
- 2 佐伯市国民健康保険特別会計
- 3 佐伯市後期高齢者医療特別会計
- 4 佐伯市介護保険特別会計
- 5 佐伯市介護予防支援事業特別会計
- 6 佐伯市情報ネットワーク施設事業特別会計
- 7 佐伯市飲料水供給事業特別会計

認定第2号

令和6年度佐伯市大島航路事業会計決算の認定について

令和6年度佐伯市大島航路事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見書を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月25日提出

佐伯市長 富高 国子

認定第3号

令和6年度佐伯市蒲江・深島航路事業会計決算の認定について

令和6年度佐伯市蒲江・深島航路事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見書を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月25日提出

佐 伯 市 長 富 高 国 子

認定第4号

令和6年度佐伯市地方卸売市場事業会計決算の認定について

令和6年度佐伯市地方卸売市場事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見書を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月25日提出

佐伯市長 富高 国子

認定第5号

令和6年度佐伯市水道事業会計決算の認定について

令和6年度佐伯市水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見書を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月25日提出

佐伯市長 富高 国子

認定第 6 号

令和 6 年度佐伯市下水道事業会計決算の認定について

令和 6 年度佐伯市下水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見書を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 25 日提出

佐 伯 市 長 富 高 国 子

第10号報告

健全化判断比率について（令和6年度佐伯市各会計）

令和6年度佐伯市各会計の健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見書を付けて次のとおり報告する。

令和7年9月25日提出

佐伯市長 富高 国子

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—% (12.09%)	—% (17.09%)	10.1% (25.0%)	—% (350.0%)
(備考) 1 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率はない。 2 括弧書き内は、同法に基づく早期健全化基準 3 早期健全化基準以上のときは、財政健全化計画の策定等の措置が必要			

第 1 1 号報告

資金不足比率について（令和 6 年度佐伯市大島航路事業会計）

令和 6 年度佐伯市大島航路事業会計の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見書を付けて次のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 25 日提出

佐 伯 市 長 富 高 国 子

資金不足比率	備 考
— %	1 大島航路事業会計の資金不足額はない。 2 資金不足比率とは、公営企業会計ごとの事業規模に対する資金の不足額の比率をいう。 3 資金不足比率が 20%以上のときは、経営健全化計画を定めなければならない。

第 1 2 号報告

資金不足比率について（令和 6 年度佐伯市蒲江・深島航路事業会計）

令和 6 年度佐伯市蒲江・深島航路事業会計の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見書を付けて次のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 25 日提出

佐 伯 市 長 富 高 国 子

資金不足比率	備 考
— %	1 蒲江・深島航路事業会計の資金不足額はな い。 2 資金不足比率とは、公営企業会計ごとの事 業規模に対する資金の不足額の比率をいう。 3 資金不足比率が 20%以上のときは、経営健 全化計画を定めなければならない。

第 13 号報告

資金不足比率について（令和 6 年度佐伯市地方卸売市場事業会計）

令和 6 年度佐伯市地方卸売市場事業会計の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見書を付けて次のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 25 日提出

佐 伯 市 長 富 高 国 子

資金不足比率	備 考
— %	1 地方卸売市場事業会計の資金不足額はな い。 2 資金不足比率とは、公営企業会計ごとの事 業規模に対する資金の不足額の比率をいう。 3 資金不足比率が 20%以上のときは、経営健 全化計画を定めなければならない。

第 1 4 号報告

資金不足比率について（令和 6 年度佐伯市水道事業会計）

令和 6 年度佐伯市水道事業会計の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見書を付けて次のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 25 日提出

佐 伯 市 長 富 高 国 子

資金不足比率	備 考
— %	1 水道事業会計の資金不足額は無い。 2 資金不足比率とは、公営企業会計ごとの事業規模に対する資金の不足額の比率をいう。 3 資金不足比率が 20%以上のときは、経営健全化計画を定めなければならない。

第 15 号報告

資金不足比率について（令和 6 年度佐伯市下水道事業会計）

令和 6 年度佐伯市下水道事業会計の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見書を付けて次のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 25 日提出

佐 伯 市 長 富 高 国 子

資金不足比率	備 考
— %	1 下水道事業会計の資金不足額はない。 2 資金不足比率とは、公営企業会計ごとの事業規模に対する資金の不足額の比率をいう。 3 資金不足比率が 20%以上のときは、経営健全化計画を定めなければならない。